

振替決済口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
(約款の趣旨) 第1条 1. この約款は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う有価証券に係るお客様の口座(以下、「振替決済口座」といいます。)を株式会社CONNECT(以下、「当社」といいます。)に開設するに際し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。 2~3 (略)	(約款の趣旨) 第1条 1. この約款は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う有価証券に係るお客様の口座(以下、「振替決済口座」といいます。)を大和コネクト証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設するに際し、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。 2~3 (現行どおり)
(約款の変更) 第36条 この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第11条の通知方法にてご通知します。 <u>この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取り扱います。</u>	(約款の変更) 第36条 この約款は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等その他必要と認められる場合、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第11条の通知方法にてご通知します。
附則 この約款は、 <u>2022年11月1日</u> より適用されます。	附則 この約款は、 <u>2023年5月1日</u> より適用されます。
以上 株式会社 CONNECT	以上 大和コネクト証券株式会社

以上